



黄金の織田信長公像

田舎消防の情熱

【続編・引き継ぐ者（現場目線）】

岐阜市消防本部岐阜中消防署予防係 澤井啓太郎

不確実性の排除

経営学、経済学を学ぶと、必ずと言ってよいほど、『不確実性』という言葉が登場してくる。『不確実性』とは、ある事象が確実ではないという概念である。企業を経営していく上で『不確実性』は、リスクであり、避けることはできない。

リスクと一言で言っても、その内容は多岐にわたる。例えば、経営リスク、労務リスク、法務リスク、財務リスクなどである。それらのリスクを回避するために様々な対策、対応がとられているのである。

その『不確実性』は、言わずもがな、消防行政の中にも存在している。それは「火災がいつ発

生するかわからない」という『不確実性』である。そして、その『不確実性』による被害を軽減し、最小限にするために予防行政が存在しているのである。また、火災を事前に防ぐことも予防行政の大きな役割だということは忘れてはいけない。

一度火災が発生すれば、人命被害、焼損害がともない、通常営業ができない等の損失が出てしまう。ゆえに、防火対象物の関係者は、火災が発生した場合に備えて、消防訓練を行い、また消防用設備等の設置、維持管理を行わなければならないことが、消防法で規定されているのだ。

これらの防火対策は意思決定（経営判断）で行うことができ、その意思決定は確実性のあるも

のだと言える。確実性のある行動はリスクヘッジに繋がる。私は、ここに予防行政としての大きな意味があるのだと考える。

新型コロナウイルス流行による立入検査自粛

私は、令和2年4月から専従の予防係員を務めている。違反是正を行っていかうと意気込んでいた矢先、4月16日から全国に緊急事態宣言が発令され、それに伴って岐阜市消防本部でも立入検査を自粛することとなり、自粛期間中にできることはないか模索する日々が始まった。まずは、査察計画に挙げられた防火対象物の現況について査察台帳上で洗い出しを行った。すると、その中に、過去に違反処理がなされたにも関わらず、再度不適合状態になっている対象物が多数あることがわかった。その具体的な内容として、消防用設備等点検結果の未報告、消防訓練の未実施、消防用設備等の維持管理不適合等が挙げられる。平成26年以降、当消防本部では違反処理の事務が体系化され、消防用設備等未設置等の重大違反に対しては、警告、命令を行うことで、必ず違反が是正されるようになった。しかし一方で、軽微な違反に対しては、指導を継続して実施するだけであった。

ここで私は、『なぜ、関係者は、適合状態を維持できず、再び違反をしてしまうのか、また軽微な違反はどうしたら是正されるのか』と疑問に思い、諸先輩方の話を基に関係者の思考を推察し、分析をすることにした。

考えられるその主な理由は、

- お金がないから（赤字でそれどころではない、もしくは消防関係に費用を掛けたくない）
- 消防機関に指摘されてから実施すればよいと考えているから
- 忘れていたから
- 説明（消防法）を理解していないから
- そもそも消防法を遵守しなくても、問題ないと思っているから

以上に集約されるのではないかと思料した。

このことから、これらの理由に対して理解が得られるような説明ができないか、関係者にとっ

ても不利益となる旨の説明や指導ができないかという発想に至った。

加えて、消防側が立入検査時に行う指導方法・内容についても分析を行った。従前の立入検査では、関係者に対し以下のような説明をして違反是正指導を行っていたことがわかった。

- 消防法を噛み砕き、関係者が理解しやすいように説明する。
- 過去の火災で尊い命が奪われてしまったことを説明する。
- 消防用設備等の使用方法等について説明する。

これらの指導をしているにも関わらず、違反が是正されていない状態にあったことから、長年違反を是正しない関係者にとっては、これらの指導が、消防法を遵守する契機になっていないのではないかと感じるようになり、別の方策がないかと考えるようになった。

過去の判例

また、立入検査自粛期間中に、先輩とともに過去の火災における裁判事例を読み漁ったところ、その中にある共通点を見つけることができた。

それは消防法不適合状態で火災となった建物関係者は刑事裁判で『業務上過失罪』に問われ、民事裁判で『損害賠償請求』がされていたという点である。

表1は過去の火災の一例（報道内容抜粋）ではあるが、これらの判例における判決内容は関係者にとって重大な悲劇であり、損失だと言える。なによりも、知らず知らずのうちに加害者になってしまっているのである。したがって、これらの判例を説明し、消防法を遵守することは関係者自身をも守ることに繋がるという事実をより具体的に関係者に伝えられれば、今までとは異なる視線で消防法令について考える契機となり得るのではないかと考えた。

更にこれらに関係者に口頭での説明だけでなく具体的に伝えるために、目に見える形のあるもの、手元に残って見返せるものとしてリーフレットの作成も行った。

表1 過去の火災の判例(報道内容抜粋)

事案	被害	主な違反事項	刑事裁判	民事裁判
平成13年9月1日 新宿歌舞伎町雑居ビル火災	44名死亡 3名負傷	避難障害 消防用設備等の不備 自動火災報知設備未警戒 避難器具未設置 誘導灯不点灯	禁固2～3年 執行猶予4～5年	損害賠償総額 約8億6千万円
平成19年1月20日 宝塚カラオケ店火災	3名死亡 5名負傷	消防訓練未実施 避難器具未設置 消火器未設置	禁固4年 禁固1年6カ月(アルバイト店員)	損害賠償総額 約2億2千万円

消防法を遵守することで、関係者を加害者にさせない

これらを踏まえ、自粛期間が明け、立入検査を行った際に、消防法不適合状態で火災が発生し、人的被害があった場合の過去の悲劇を伝えることに重点を置くことにした。

その中で、開業以来20年間にわたり、消防訓練や消防用設備等の点検報告を行っていない歯科医院への立入検査を行った。まずは建物所有者であり、かつ、防火管理者でもある院長に対し、消防訓練や消防用設備等の点検報告が義務であることについて理解しているかを確認した。院長の答えは、「もちろん、何度も話を聞いているから知っている。」という内容であった。次に、なぜ消防法を遵守しないかを尋ねたところ、「消防法を遵守しないといけないことはわかっている。しかし、消防訓練や消防用設備等の点検報告をしなくても、すぐに悪影響がない。」という返答であった。分析したとおりの理由だった。そこで、消防関係法令についての説明を行った上で、過去の関係者の身に降りかかる悲劇(業務上過失罪に問われ、損害賠償請求をされる可能性があること)を伝えたと、院長は「そんな悲劇が待ち受けていることは知らなかった。そうならないためにすぐに消防訓練や消防用設備等の点検を行う。」と違反是正への意思を示した。なお、この対象物はその後1カ月以内に消防訓練及び消防用設備等点検を実施し、点検結果も報告された。

私は、この経験から「消防法令を遵守させる

ことは、火災から人命及び財産を守るとともに、関係者自身を、刑法・民法その他さまざまな法律から守ることにもなる。また、関係者を加害者にさせないことができる。」ということ声を大にして伝えていくことが消防法令適合の第一歩に繋がると実感できた。

先ず隗より始めよ

中国の史書に由来する「先ず隗より始めよ」という故事成語がある。大事業などの遠大な計画は身近なところから行くと良いという意味の成語である。違反是正も、まさにこの言葉のとおりであると言えるのではないだろうか。

予防行政は関係者に消防法令を適合させ、火災発生時の人的被害を排除することが命題である。そして、消防機関がその命題を達成するためには、関係者の理解が必要不可欠である。そして、関係者の理解を得るためには、まずは人的被害を最小限にするという消防の目的に関係者に伝えるのみではなく、関係者が消防法を遵守することで、関係者自身を守り、刑法・民法上の訴訟リスクから守られるということを伝える必要がある。なぜなら、関係者の理解なくして、予防行政は成り立たないからである。

消防法第1条にある「国民の生命、身体及び財産を火災から保護する」の「国民」には関係者も含まれる。関係者の財産も守ってこそ、真の意味で「予防」だと言えるのではないか。そのような観点からも、まずは最低限、法令を遵守してもらうことが重要なのだ。

「お願い」はしない、法令遵守することの意味を伝えて意識を変える

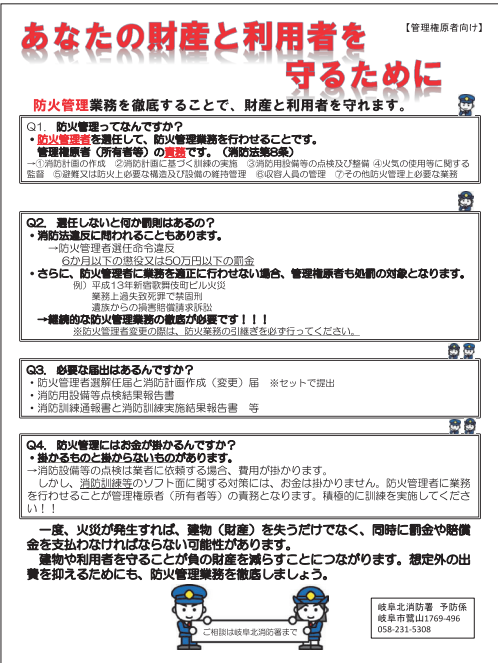
これまでに当務員(予防非専従職員)が行う立入検査に同行した際に、後輩が「訓練をしてください。お願いします。」「点検してください。お願いします。」と言う姿を何度も目にしてきた。関係者の理解を得るために、関係者に迎合し、いわゆる「お願い行政」をしていたと感じたことがあった。しかし、あくまで我々消防機関と関係者は同じ目的を有するという点で対等であり、関係者は消防行政の目標達成における協力者である。だからこそ、「お願い」ではなく、関係者とともに安心して暮らせる街をつくり上げていくために、消防法令を遵守することの大切さを関係者に伝え、消防法令に適合させていくことが必要なのだ。

このような立場に立ち、前述したように消防法を遵守することは関係者にとって重要であるという事実を伝えていくことで、「お願い」しなくとも関係者の協力が得られる説明をすることが肝要である。

最後に(消防法適合率100%を目指して)

改めて、いかにして消防法に適合させるかについて考えるうちに、初任教育で消防法を初めて学んだ時のことを思い出した。当時は消防法なんてさっぱり知らなかった。きっと、建物関係者も同じだ。普段、法律に触れていなければ、なおさらである。私たちは、そのような関係者に対して、理解しやすい説明を行い、法令を身近に感じてもらえるような伝え方、話し方を考えていかなければならない。同じ目線に立ち、関係者に寄り添い、共に問題解決に努めていく必要がある。そうすることで、結果的に適合率が上がっていくのではないかと考える。

入庁以来、予防業務に関する研修の中で予防行政は、「人命救助の最前線」であると教えられてきた。確かに、建物を利用する人々の命を守るために火災が発生しないよう指導を行い、万が一、火災が発生した場合でも被害を軽減することが大きな役割とされている。当消防本部では



建物関係者の手元に残すために作成したリーフレット

その考えを基に、呼吸をするくらい当然のように違反処理(警告・命令)を行い、今ではそれらが組織文化として根付いている。と同時に、予防行政は、関係者にとっては「最後の砦」なのである。その中でも、立入検査は、関係者が過去の轍を踏まないように指導ができる非常に重要な機会である。当消防本部では、違反処理を行うことが当然とされる組織文化があったからこそ、現在の思考や指導方法が確立できたのである。

重大違反(消防用設備等未設置・未警戒を含む。)をしている関係者に対しては、今後も躊躇なく、勧告・警告・命令を行い、履行期限までには是正されない場合には、即時に上位移行をしていく。しかし、行政処分に至るまでに違反が是正されることは、予防行政を推進する私たちにとっては至極最高の快感だ。命令という強制力を持って是正するよりも何倍も嬉しいと感じるのである。予防業務の醍醐味はここにあるのではないかと感じている。

「人命救助の最前線」、「最後の砦」として消防法令適合率100%を目指し、日々の業務に邁進していく所存である。